

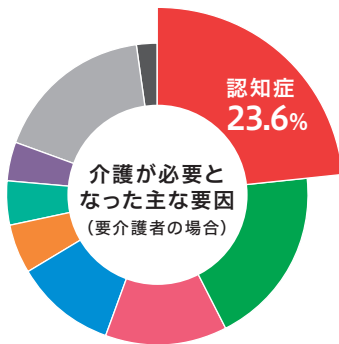
介護保障について考えよう

公的な介護保険制度をよく理解して、早めに備えましょう。



介護が必要になるのはどんなとき？ どれくらいの人介護が必要になってるの？

要介護(要支援)の認定者数は、令和4年度末現在約694万人で、この22年間で約2.7倍になっています。
介護が必要となった原因は認知症が最多です。



脳血管疾患(脳卒中)	19.0%
骨折・転倒	13.0%
高齢による衰弱	10.9%
関節疾患	5.4%
心疾患(心臓病)	4.5%
パーキンソン病	4.3%
その他	17.1%
不明・不詳	2.2%

厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」

公的介護保険制度における要介護度別の身体状態の目安(例)

要介護2 食事や排泄に何らかの介助を必要とすることがある。立ち上がりや片足での立位保持、歩行などに何らかの支えが必要。衣服の着脱は何かできる。物忘れや直前の行動の理解の一部に低下がみられることがある。	要介護3 食事や排泄に一部介助が必要。立ち上がりや片足での立位保持などがひとりではできない。入浴や衣服の着脱などに全面的な介助が必要。いくつかの問題行動や理解の低下がみられることがある。
要介護4 食事にときどき介助が必要で、排泄、入浴、衣服の着脱には全面的な介助が必要。立ち上がりや両足での立位保持がひとりではほとんどできない。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられることがある。	要介護5 食事や排泄がひとりではできないなど、日常生活を遂行する能力は著しく低下している。歩行や両足での立位保持はほとんどできない。意思の伝達が多々できない場合が多い。

(公財)生命保険文化センター「介護保障ガイド」(2024年10月改訂版)を元に作成



公的な介護保険制度ってどんな制度？

市町村が運営し、40歳以上の人加入する介護保険制度は、費用補助ではなく介護サービスを受けられるといった現物支給が原則で、**利用するには「要介護・要支援認定」を受ける必要があります。**
40～64歳の場合は、16種類の特定の病気の場合に限り、介護サービスが受けられます。
しかし、交通事故などにより要介護の状態になった場合は介護保険制度は利用できません。
また、39歳以下は介護保険制度の対象外です。

	65歳以上の方 (第1号被保険者)	40歳から64歳の方 (第2号被保険者)
受給要件	要介護状態・要支援状態	要介護(要支援)状態が、老化に起因する疾病(特定疾病※)による場合に限定
保険料の徴収方法	市町村と特別区が徴収(原則、年金からの天引き) 65歳になった月から徴収開始	・医療保険料と一体的に徴収(健康保険加入者は、原則、事業主が1/2を負担) ・40歳になった月から徴収開始

※ 特定疾病とは		
1 がん(末期)	2 関節リウマチ	
3 筋萎縮性側索硬化症	4 後縦靱帯骨化症	
5 骨折を伴う骨粗鬆症	6 初老期における認知症	
7 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症 およびパーキンソン病		
8 脊髄小脳変性症	9 脊柱管狭窄症	
10 早老症	11 多系統萎縮症	
12 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症		
13 脳血管疾患	14 閉塞性動脈硬化症	15 慢性閉塞性肺疾患
16 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症		



介護ってどれくらいの費用がかかるの？

まず、**介護の一時費用(平均47万円)**として、バリアフリーなどのリフォームや車いすの購入、施設に入居する際の初期費用などを考慮する必要があります。

また、**月々の費用(平均9.0万円)**として、介護サービスの自己負担分に加え、介護する方の負担を減らすための家事代行や配食サービス等の保険対象外分の費用がかかります。

かかる費用の金額は介護を受ける方の状態や希望に応じて**個人差が大きくなりますが**、平均額を参考に私的保障や貯蓄で備えましょう。

介護にかかる費用を含め、介護全般については「生協のくらしの困りごとヒント集 介護編」も参考にしてください。CO・OP共済オフィシャルホームページに掲載しています。



介護費用の
考え方(例)

月額
平均 **9.0万円**

×

介護期間
平均 **4年7ヵ月**

+

一時費用
平均 **47万円**

=

平均の合算
約 **542万円**

生命保険文化センター「2024年度生命保険に関する全国実態調査(速報版)」を基にした単純計算。一時費用は住宅リフォーム、介護用ベッドの購入など



介護保険について知っておきましょう。

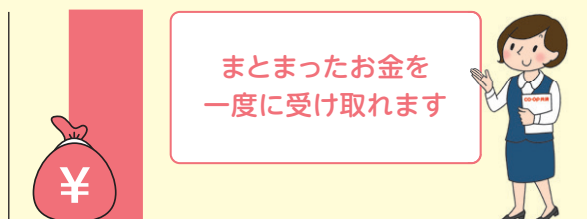
公的な介護保険制度では一定の自己負担のもと介護サービスを受けられますが、保険会社等が取り扱う**民間の介護保険**では要介護状態になった場合などに保険金を受け取り、**介護にかかる費用に備えることができます**。

民間の介護保険では、大きく分けて一時金タイプと年金タイプがあります。



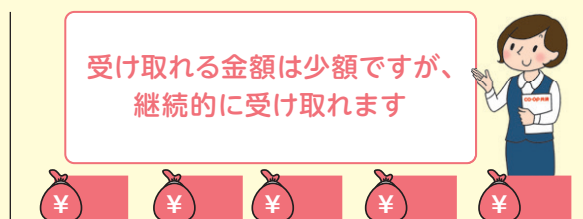
一時金タイプ

一時金として保険金が支払われ、まとまった金額となる一時費用にも、その後の月々の費用にも備えられます。



年金タイプ

毎年の年金として保険金が支払われ、特に継続的に必要となる月々の費用への備えとなります。



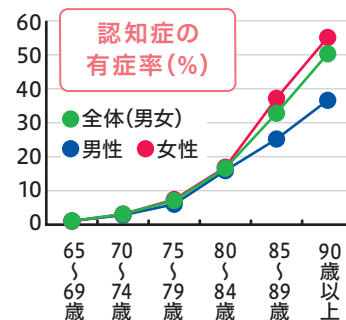
認知症保険で保障の充実を！

認知症保険は認知症による介護の経済的負担に備える保障です。

費用が大きくなりやすい認知症の介護への備えを認知症保険でさらに厚くすることを検討するのも良いでしょう。

検討
POINT

保険金請求の条件として、**公的介護保険の認定も必要となるものがあるため、事前に確認しましょう**。
また、認知症で自身で請求できなくなった場合に備えて、**指定代理請求人を登録しましょう**。



内閣官房・認知症施策推進関係者会議資料
「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」
(九州大学大学院医学研究院、2023年)

